

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日に
あつた
ときは、
翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

鳥取県立農村総合研修所の使用料の徴収事務の委託

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除予定

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 教委告示

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項

告 示

鳥取県告示第八百三十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人上田齒科医院	鳥取市西町一丁目四五四	昭和五十九年九月一日

鳥取県告示第八百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
医療法人上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	全国	昭和五十九年九月一日

鳥取県告示第八百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤井秀樹	鳥国医第三、一二四号	昭和五十九年九月十三日

仙田哲朗

鳥国医第三、一二五号

〃

井俣孝司

鳥国医第三、一二六号

〃

小枝達也

鳥国医第三、一二七号

〃

稲垣真澄

鳥国医第三、一二八号

〃

鳥取県告示第八百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の使用料の徴収事務を鳥取県農業協同組合中央会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十三号

以西土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場及び東伯郡赤碕町大字赤碕一一四三一 以西土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十四号

以西土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場及び東伯郡赤碕町大字赤碕一一四三一 以西土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十五号

東伯町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業聖郷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十六号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡（飛子原）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十七号

那家町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中山地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

那家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小畑地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）刈地地区区画整理）を昭和五十九年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十号

東伯町が行う土地改良事業に係る三保地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷二六〇の一・二六一の一・二六二の一・二六三（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十一月十二日から施行する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の山陰労働金庫の項中

鳥取支店 鳥取市富安一丁目

目 を

鳥取支店	鳥取市富安一丁目
鳥取県庁前支店	鳥取市西町一丁目

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一百号

昭和五十九年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和五十九年十一月十二日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 政治団体関係者啓発研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

昭和六十年年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和五十九年十一月九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十年年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

- 一 募集園児数 約九十人
- 二 応募資格

昭和五十五年四月二日から昭和五十六年四月一日までに出生した幼児
- 三 募集期間及び受付時間
 - 1 募集期間 昭和五十九年十一月二十七日(火)及び同月二十八日(水)
 - 2 受付時間 十四時から十六時三十分まで
- 四 応募手続
 - 1 入園志願者の保護者は、募集期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。
 - 2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。
- 五 入園志願書の交付
 - 1 交付の期間及び時間
 - (一) 交付期間 昭和五十九年十一月十五日(木)から同月十七日(土)まで及び同月十九日(月)から同月二十一日(水)まで
 - (二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで
 - 2 交付場所 県立久松幼稚園
- 六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。
- 七 抽選の期日及び場所

1 期日 昭和五十九年十二月五日(水) 九時

2 場所 県立久松幼稚園

八 入園許可の発表

昭和五十九年十二月五日(水) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 その他

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話〇八五七―二三―三三三三)に問い合わせること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】